

SANKYODO PRESS

2026.

4

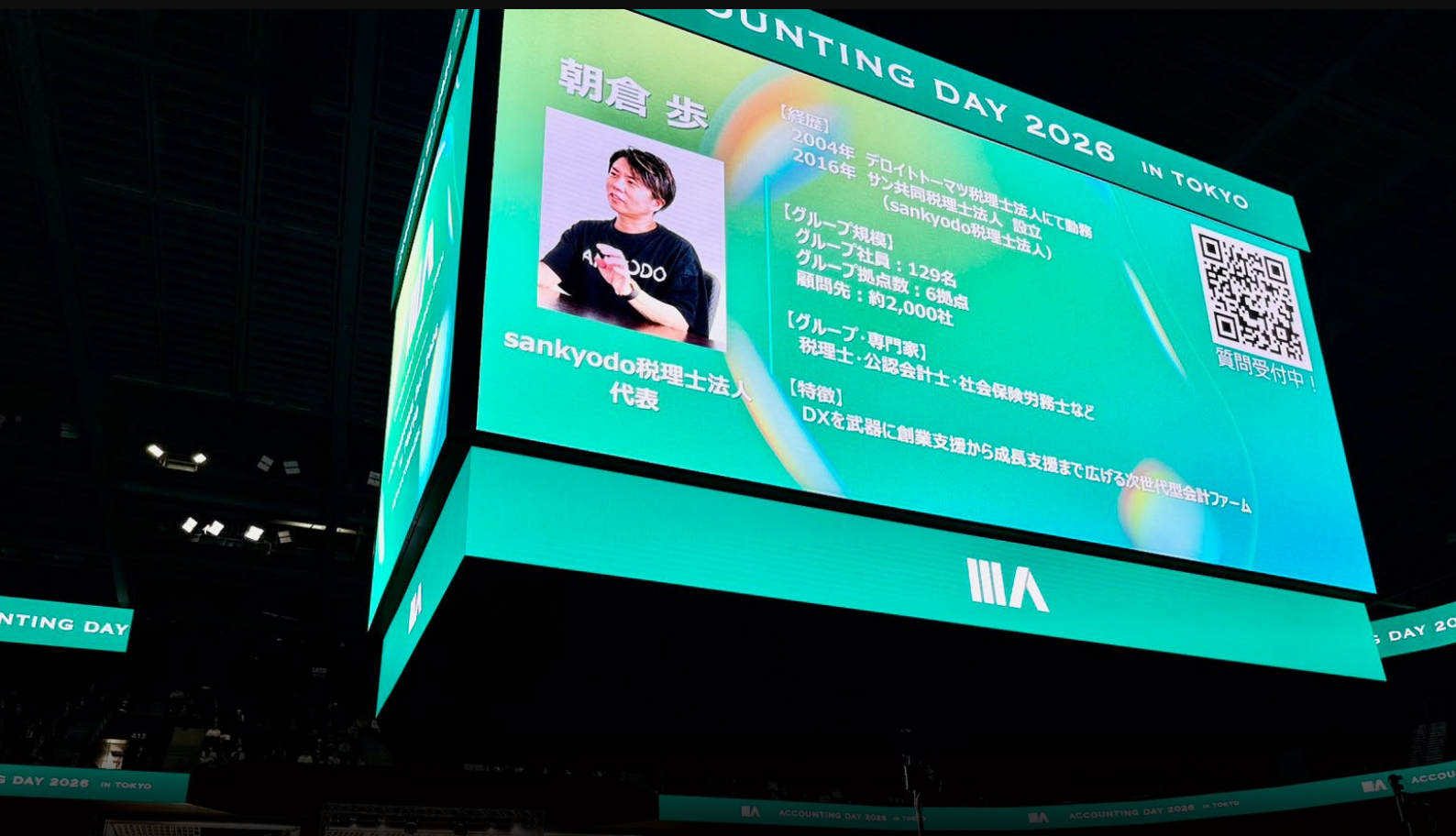
月号

Topics 注目トピック

社保 2026年4月施行 雇用保険料率・通勤手当非課税枠の改正と最新賃金動向

融資 原油価格上昇の影響を受けている事業者も対象に「経営環境変化対応資金」について解説

メディア実績



会社設立と個人事業主の 大きな違いとは？

会計事務所向け大規模イベント
「ACCOUNTING DAY 2026」
TOYOTA ARENA TOKYOにて
代表 朝倉歩が登壇

会社設立と個人事業主の大きな違いとは？

今日のテーマは、「会社設立と個人事業主の大きな違いとは」です。

社会の変化のスピードが速い昨今、新しい事業に挑戦したいと思う方も多くいらっしゃるかと思います。何か新しい事業を起こそうと思ったとき、2つの選択肢があります。

個人事業主となるか法人を設立するかです。

この二つには3つの大きな違いがあります。

① **手続きの煩雑さ** ② **コスト** ③ **信用度** これら3つです。

個人事業主の場合、手続きは簡単で初期費用やランニングコストもそれほどかかりません。そのかわり、**税金面での優遇が株式会社と比べ劣ります**。さらに、信用面でも劣ります。

株式会社の場合、手続きや初期費用、ランニングコストは個人事業主と比べて多くかかります。その代り、**税金面での優遇があり、信用面でも個人事業主に勝ります**。

法人の場合、様々な種類があり、大まかに分類すると**株式会社、合同会社、社団法人、財団法人、NPO 法人**の5種類です。法人を設立する場合、利益を求めるならば多くの場合株式会社にするか、合同会社にするかになると思います。

■ 手続きの違い

個人事業主の場合、手続きに必要なものは2種類の書類を提出するだけで済みます。**個人事業主の開業届と確定申告の際の「白色申告」と「青色申告」**です。

「青色申告」のほうが、税金の控除額が多いので節税にはなりますが、複雑な記帳が必要です。「**青色申告**」提出する場合「**青色申告承認申請書**」も必要になります。確定申告には専用のソフトがあるので、それを利用するのも良いでしょう。

法人の場合法務局での設立登記の後に税務署へ開業届を提出します。特に法務局で時間とコストがかかります。**法務局では必要な書類も多く、期間も2～3週間かかり、かつ費用も20万円ほどかかります**。

■ コストの違い

個人事業主の場合、事務負担費が少なく済みます。従業員を雇わない場合、経理や税務の管理は容易です。社会保険負担も低額で国民健康保険と国民年金だけで大丈夫です。

それに対して法人の場合従業員の分も含めて健康保険と厚生年金に加入する必要があります。

初期費用に関しては個人事業主のほうが安く済み、事業を廃止する際の費用も安く済みます。法人を設立する場合、初期費用は20万円ほどかかり、事業を廃止する時10万円ほどかかります。他には個人事業主の場合、利益が無ければ税金を払う必要はありません。**法人の場合には赤字の場合でも法人税の均等割で毎年7万円払う必要**があります。

個人事業主の場合、交際費も全額経費に繰り入れることが可能ですが、法人の場合制限があります。

事業を起こす際、**個人事業主を選択すると初期費用を節約でき多くの煩わしい手続きを簡略化**することができるので、どれくらい利益が出るのかわからない時などおすすめです。

それに対して法人を設立すると手続きや初期費用、ランニングコストも多くかかりますが、**法人を設立する場合、個人事業主と比べ税金面での優遇**があります。個人事業主では収入から経費を差し引いたものすべてに所得税がかかり、累進課税となっています。

それに対し法人税では経営者の報酬に対して所得税がかかり、残りは定額の法人税になります。相続税についても個人事業主の場合全財産にかかります。法人の場合、会社の資産にはかかりません。

法人の場合家族への給与に関しても事業に従事していれば家族への給与に制限はありません。所得を分散し所得税、住民税の節税になります。個人事業主の場合青色事業専従者給与として税務署へ届出をしなければなりません。

個人事業主と株式会社の初期費用やランニングコストを比較すると、初期費用やランニングコストに関しては個人事業主に分があります。しかし、株式会社では税金面での優遇があり、収益が多くなればなるほどその恩恵を受けます。個人事業主と比べて節税の面でも優れているので、**事業が大きくなってきた場合、個人事業から株式会社へ変更することも一つの手段**になります。

信用面の違い

信用面でいえば個人事業主よりも法人のほうが高くなります。銀行からの借り入れもしやすく資金調達も個人事業主よりも選択肢の幅が広がります。株式を発行して投資家から資金を調達し、社債の発行も可能です。また、人材の確保も個人事業主と比べて容易にできます。働く側の印象も法人のほうが良いでしょう。また、大企業の場合、法人としか取引をしない企業もあります。

法人の場合、有限責任となり、出資した額以上の責任を取る必要はありません。個人事業主の場合、有限責任とはならないので、**債務はすべて自腹で払う**必要があります。この点で**法人は個人事業主よりも低リスク**であるといえます。赤字の繰り越しに関しても個人事業主より長い7年。個人事業主は3年までとなります。

以上のように株式会社のほうが個人事業主よりも信用度は高くなります。**企業同士の取引が多くなるのであれば、法人を設立するメリット**があるでしょう。**事業が小規模で一般消費者を対象とするのであれば、個人事業主のほう**が良いでしょう。

創業時に個人事業にするのか会社設立を行うかについてはこれらを加味して慎重に行いましょう。

個人事業主に関するよくある質問

個人事業主と法人で手続きに違いはありますか？

はい。個人事業主の場合、**個人事業主の開業届と確定申告の際の「白色申告」と「青色申告」が必要**になります。一方で、法人の場合法務局での設立登記の後に税務署へ開業届を提出します。特に法務局で時間とコストがかかります。

個人事業主と法人でかかる費用に違いはありますか？

個人事業主の場合、事務負担費が少なく済みます。それに対して法人の場合従業員の分も含めて健康保険と厚生年金に加入する必要があります。

法人設立をするメリットは？

法人は、**銀行からの借り入れもしやすく資金調達も個人事業主よりも選択肢の幅が広がります**。法人の場合、**有限責任となり、出資した額以上の責任を取る必要はありません**。個人事業主の場合、有限責任とはならないので、**債務はすべて自腹で払う**必要があります。

2026年4月施行 雇用保険料率・通勤手当非課税枠の改正と最新賃金動向

1. 雇用保険料率の改定（2026年4月1日以降）

2026年度（令和8年度）は、雇用保険料率の引き下げが行われました。

【一般の事業】

- ・ 労働者負担：5.5 / 1000 → 5.0 / 1000
- ・ 事業主負担：9.0 / 1000 → 8.5 / 1000
- ・ 合計：14.5 / 1000 → 13.5 / 1000

→ 前年度より1.0 / 1000の引き下げとなります。

■ 実務上のポイント

- ・ 給与は2026年4月1日以降に締日が到来するものから、新料率を適用
- ・ 給与ソフト（freee・マネーフォワード等）の設定変更が必要

※労災保険料率は変更なし（令和6年度から据え置き）

【参考リンク：厚生労働省】

[令和8（2026）年度 雇用保険料率のご案内](#)

[令和8年度 労災保険料率等](#)

2. 通勤手当の非課税限度額の改正（2026年4月適用）

令和8年度税制改正により、通勤手当の非課税限度額が見直されました。

① 片道65km以上の区分が新設

これまで「55km以上」は一律でしたが、距離区分が細分化されています。

【改正後】

- ・ 55km以上65km未満：38,700円
- ・ 65km以上75km未満：**45,700円**
- ・ 75km以上85km未満：52,700円
- ・ 85km以上95km未満：59,600円
- ・ 95km以上：66,400円

② 駐車場代の加算制度

一定要件を満たす場合、通勤手当の非課税枠に駐車場代（月額上限5,000円）を加算可能

③ 適用時期

2026年4月1日以後に支払う通勤手当から適用

■ 実務上のポイント

- 65km以上の従業員は課税区分の見直しが必要
- 駐車場代支給のある企業は制度確認が必要

【参考リンク: 国税庁】

[通勤手当の非課税限度額の改正について](#)

3. 賃金構造基本統計調査（令和7年結果のポイント）

厚生労働省が公表した「賃金構造基本統計調査（令和7年）」によると、日本の賃金は上昇傾向にある一方で、企業規模や雇用形態による差も引き続き見られます。

① 一般労働者の賃金は過去最高水準

- 平均賃金：340,600円（前年比+3.1%）

➡ 賃上げの流れが継続しており、企業にとっては人件費増加の圧力が続いています。

② 男女間賃金格差は縮小

- 女性賃金：男性の76.6%

➡ 改善は進んでいるものの、依然として一定の差が存在しています。

③ パートタイム労働者の賃金も上昇

- 平均時給：1,518円（前年比+2.8%）

➡ 人手不足を背景に、非正規雇用の賃金も上昇傾向

➡ 最低賃金の引上げも影響

④ 企業規模による賃金格差

- 大企業：385,100円
- 中企業：326,200円
- 小企業：305,600円

→ 大企業と中小企業の差は約8万円

→ 賃上げは進む一方で、格差は依然として存在

■ 実務への影響

- 採用時の給与水準設定の参考
- 昇給・ベースアップの判断材料
- 人材確保・定着戦略の見直し

【参考リンク:厚生労働省】

[令和7年賃金構造基本統計調査 結果の概況](#)

4. 最後に

2026年4月の改正は、給与実務全体に影響しますので、ご確認よろしくお願いたします。

また賃金は全体として上昇傾向にあるものの、企業規模間の格差や人手不足の影響により、特に中小企業においては賃金戦略の見直しが重要となっています。

ご不明な点等ございましたら、お気軽に弊法人にお問い合わせください。

小林 信仁

中東・ウクライナ情勢・原油価格上昇の影響を受けている事業者も対象に！ 「経営環境変化対応資金」について解説！

「経営環境変化対応資金」は、社会的、経済的環境の変化等外的要因により、一時的に売上の減少等業績が悪化してしまっている事業者が利用できる日本政策金融公庫の融資制度です。

制度の特徴として、長期の借入期間を設定することが可能であり、最大で3年間の据置期間（元金を返済しない期間）を設けることも可能なため、資金繰りの改善を図りやすい制度になっています。しかし、金利については特別に低く設定されている制度ではありませんので、調達コストを下げるといった観点のご利用はオススメできないのでご注意ください。

利用できる事業者の要件	<p>社会的、経済的環境の変化等外的要因により、一時的に売上の減少等業績悪化をきたしているが、中長期的にはその業績が回復し発展することが見込まれる方で、次のいずれかに該当する方</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 最近の決算期における売上高が前期または前々期に比し5%以上減少している方 2. 最近3カ月の売上高が前年同期または前々年同期に比し5%以上減少しており、かつ、今後も売上減少が見込まれる方 3. 最近の決算期における純利益額または売上高経常利益率が前期または前々期に比し悪化している方 4. 最近の取引条件が回収条件の長期化または支払条件の短縮化等により、0.1ヵ月以上悪化している方 5. 社会的な要因による一時的な業績悪化により資金繰りに著しい支障を来している方または来すおそれのある方 6. 最近の決算期において、赤字幅が縮小したものの税引前損益または経常損益で損失を生じている方 7. 前期の決算期において、税引前損益または経常損益で損失を生じており、最近の決算期において、利益が増加したものの利益準備金及び任意積立金等の合計額を上回る繰越欠損金を有している方 8. 前期の決算期において、税引前損益または経常損益で損失を生じており、最近の決算期において、利益が増加したものの債務償還年数が15年以上である方
融資限度額	7,200万円
基準金利	2.90~4.70% ※要件うち、「5」に該当している方は、2.90~3.90%

ご返済期間	設備資金→ 20年以内 （うち、据置期間3年以内） 運転資金→ 10年以内 （うち、据置期間3年以内）
連帯保証人	要相談

詳細な条件や申請方法については、日本政策金融公庫の公式ウェブサイトをご参照ください。

https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/07_keieisien_m.html

日本政策金融公庫 変更情報

	2026年3月2日時点
創業融資の基準金利	3.25～4.65%
一般融資の基準金利	3.30～4.70%

メディア実績

YouTube

■コラボレーション動画



株式会社Another works
大林尚朝社長
(2025年6月) [動画を再生▶](#)



トゥモロゲート株式会社
西崎康平社長
(2024年11月) [動画を再生▶](#)

■投稿動画



「みんなやってる」は通用しない。税理士が語る脱税と節税の境界線
(2025年10月)
[動画を再生▶](#)

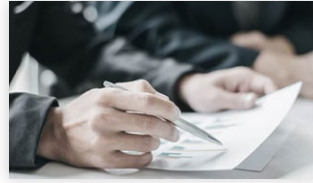


【舞台裏】freee 関東エリア グランプリ受賞までの軌跡
(2025年9月)
[動画を再生▶](#)



税務調査の回避率47%の裏ワザ? AI登場で変化した調査事情って? (2025年7月)
[動画を再生▶](#)

セミナー



東京地方税理士会 小田原支部
「AIとの会計事務所業務の歩き方」にCTOの宮川が登場
(2025年10月)



ブリッジコンサルティンググループ
株式会社主催 AI時代の会計事務所の集客採用育成方針とは? に統括代表の朝倉が登場
(2025年9月)

新刊書



会計事務所のDXの進め方

2024年10月10日(木)発売

事前準備からロードマップ、業務別のデジタル化まで、税理士事務所・会計事務所のDXの実践的進め方を解説! 「現状分析シート」や「業務見直しステップ」等、あると便利な付録つき!!

[ご購入はこちら▶](#)



フリー株式会社主催
freee Advisor Day 2025 (東京会場)
に統括代表の朝倉が登場
(2025年8月)

取材など



FIVE STAR MAGAZINE
(2025年11月)



税理士.ch
(2025年8月)



弁護士ドットコムタイムズ
(2025年6月)

寄稿など



Manegy/宮川 (CTO)
(2025年11月)



税務弘報/笠岡 (COO)
(2025年7月)



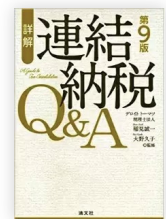
月刊経理ウーマン/近藤 (CHRO)
(2025年3月)

書籍



2023年12月発行

[ご購入はこちら▶](#)



D3 BAR LOUNGE



D3 六本木 BAR LOUNGE
〒106-0032
東京都港区六本木4丁目9-5 ISO六本木ビル 3F
03-6868-4784



起業をお考えの方

お客様紹介特典！

税理士変更をご検討の方



Amazonギフト券
最大5万円分
プレゼント！

特典へのエントリーは、
弊社担当者にご相談ください。

詳細を見る >



YouTube

税理士BARラウンジ

起業成功支援

チャンネル

チャンネルを見る ▶



コンテンツガイドライン

当冊子のコンテンツは皆様への情報提供を目的としており、細心の注意を払っておりますが、関連法令およびその他の有効な典拠に従い例示の事例について作成時点における一般的な解釈について述べたものであり、専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。

また、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。

当冊子のコンテンツ公開後、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変更が生じる可能性もあります。よって、貴殿（貴社）の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、適切な専門家にご相談ください。sankyodo 税理士法人グループは当冊子のコンテンツに依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

また、当社は事前に通知することなく当冊子に掲載した内容の訂正、追加、中断、削除等を行う場合があります。

sankyodo 通信のコンテンツに関する問合せ窓口

メールアドレス：pr@sankyodo.jp

2026-

vol.47

4月号

SANKYODO

ホームページ

<https://san-kyodo-tax.jp/>



代表朝倉のつぶやき  @asakuraayumu

Xやっています! 税務や経営のことなど知識を深めたい方は、ぜひフォローしてください!

拠点一覧

六本木オフィス

〒106-6090

東京都港区六本木1丁目6-1 泉ガーデンタワー40階

八王子オフィス

〒192-0081

東京都八王子市横山町9-11 小泉ビル4F

名古屋オフィス

〒450-6321

愛知県名古屋市中村区名駅1-1-1 JPタワー名古屋21階

大阪オフィス

〒530-0001

大阪府大阪市北区梅田1-13-1 大阪梅田ツインタワーズ・サウス15F

沖縄オフィス

〒901-2227

沖縄県宜野湾市宇地泊1-7-20 レキオスクエア2-D